

令和3年筑北村議会9月定例会会議録 第2号

令和3年 9月15日

第 2 号 (9月16日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○一般質問	3
勝 田 昇 議員	3
小 山 正 博 議員	1 6
吉 池 昌 昭 議員	2 7
鎌 田 欣 子 議員	3 5
横 山 敬 議員	4 1
佐 藤 文 男 議員	4 5
○散 会	5 5

令和3年9月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年9月16日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1議事日程に同じ

出席議員（10名）

3番	横 山 敬 君	4番	関 川 修 次 君
5番	佐 藤 文 男 君	6番	勝 田 昇 君
7番	前 山 健 治 君	8番	小 山 正 博 君
9番	中 村 弘 君	10番	吉 池 昌 昭 君
11番	鎌 田 欣 子 君	12番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関 川 芳 男 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	山 田 充 彦 君
会 計 管 理 者	高 野 弥 寿 生 君	企 画 財 政 課 長	久 保 村 公 雄 君
住 民 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	山 田 隆 宣 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	窪 田 信 幸 君		

事務局職員出席者

事務局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。ただいまから令和３年筑北村議会９月定例会第２日の会議を開きます。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせ事項により、コロナウイルス感染症拡大防止策として、１人６０分の持ち時間を１５分短縮して４５分で行います。また筑北村会議規則第５５条の規定により、質疑の回数は同一議員につき同一議題について３回を超えることはできませんので、議員各位にはこのことを踏まえ、スムーズな進行にご協力をお願いします。

なお本日の質問者は６名となります。

開会 午前 ９時００分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 日程により会議を進めます。

◎一般質問

○議長（待井安登議員） 日程第１、一般質問を行います。

お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 勝 田 昇 議員

○議長（待井安登議員） 順番１、１、関川村長２期８年にわたる村政について。２、スマー

トインターチェンジの活用について、3、公共交通利用促進について、4、長野県の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されている中での公共施設の利用について、旧筑北小学校跡地利用について。6番、勝田昇議員。

勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 6番勝田です。おはようございます。

このたび村長退任に当たっての最後の質問とさせていただきます、1番バッターに今、質問を開始するわけですが、関川村長におかれましては筑北村誕生以前より議会活動にご尽力いただき、議員、議長、そして村長と要職を歴任され、筑北村の誕生、3代目の村長として就任なさいまして、2期8年にわたり村政を運営されました。そしてまたけさの新聞でご承知のとおり、関川村長と麻績村の高野村長が懇談をして、将来にわたるこの筑北の谷といえますか、筑北村の発展のために、ご尽力いただくというような懇談をいただいたわけでございます。

私は議員になりまして、とにかく情報の発信、それとやはりこの谷の中で暮らせる今、45.7%に及ぶ高齢者の生活の安全・安心、そしてその方々がまた安全にこの村にいて、また交通の自由さといえますか、そういうものを期待して今まで村長に対しても大変失礼な言い方があったかもしれませんが、ご質問させていただきました。今回特に村長が退任に当たり、今までやり残したこと、それともう1つ、この村、2期8年にわたる村政に対しての思いを存分にお聞かせ願いたいと存じまして、質問をさせていただきます。

以下は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 勝田議員にお答えをいたします。私もこの答弁は最後かということでございます。

そういう中で、今、勝田議員から筑北村になって任期8年の中で思いついたことについて述べろということでございますので、申し上げたいと思います。

私は2期8年の中で、議員の皆様と両輪でやってまいりました。特に1期目の4年間は賛同をいただける議員がほとんどであり、2期目の後半ごろから筑北村、麻績村の議員と行っている団体モクヨウカイができ、筑北村は一つの継承が揺らぐようになりました。私は8年間の中での成果といたしましては、議員各位の協力を得ながら、ほとんどの事業を認められ、完成をしたものの事業、着手がされて完成を待つもの、いろいろありますが、私は3つの事業を振り返ってみたいと思います。

まず第1に、旧本城小学校の後利用に日本ウェルネス高校の誘致があります。今、村の一番の知名度アップにウェルネスの高校を挙げたいと私は思います。フットサル、野球等で活躍をし、週1回の環境美化に協力をし、県知事、警察庁、国土交通省から表彰されたのは皆様もご承知をしていることと思います。学校では、昨年10月の国勢調査において先生、生徒を含めて38名が住民票を持ってきており、今年度の予算に国の交付金の中に反映をされております。

村といたしましては、今は学校側への協力、援助等は行っておりませんが、村の活性化、村民からの信頼等を考慮し、学校側から要望等があれば協力・応援等を行ってもいいんじゃないかというふうに私は思っております。

2つ目は、私が1期目のときの議員と中央要望に行った折に、務台衆議院議員から道路交通法が変わり、高速道路のスマートインターチェンジをつくらないかと務台先生に言われ、当時の議員12名が、やってもらえることならお願いをしたいということで、現在の工事着手となったわけでございます。仮称筑北スマートインターチェンジであります。当時の花岡課長、現在の宮島課長以下職員の皆様の努力により、国土交通省との交渉の結果、事業化になりました。

3つ目は、栃平砂防ダムであります。このダムは筑北村が合併し、関森村長のときに完成をしました。当時私は議会議長として村長から完成のお祝いのお話があり、このダムは田中県政の脱ダム宣言のダムであり、28メートルが20メートルの高さで完成となりました。関森村長は、予定のダムではないので、完成祝いはやらないという結論をつけ、知事がかわればまたお願いすることで一致し、私が村長になり、当時県の砂防課へ国土交通省から出向していた課長さんに現場を見ていただき、もとの高さ28メートルにできるか、お聞きをしたところ、県の台帳では20メートルで完成をしているので、当初の計画へ戻すのは新規と考えなければいけないということで、清沢県議にお願いをし、西沢県会議長さんを初め危機管理建設部会の県議にも現地を見ていただき、エメラルドグリーンの水を見ていただき、8メートルのかさ上げをすることで約3倍のきれいな水がたまるのではないかと現場でも話が出ておりました。

私は東京へ出張のたびに国土交通省砂防部に顔を出し、お願いをしてまいりました。最終的にはこのごろおやめになった太田副知事がゴーサインを出していただきましたので、工事着手ということになりました。

以上3点、いろいろの事業の中で特に思い出す事業であります。やり残し案件があればと

ということですが、すべて時が来れば完成をするわけですので、私の後の村長が決まりましたら、継承をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） 今、村長にお話をいただいて、最初の点の日本ウェルネス高校の件にも触れていただきました。私は村長が掲げているスポーツで村おこしという形の中で、政策的に運営されていくことに関して一々言う話ではないということで今までも質問させていただきました。ただしやはりこちらも提供したものがあれば、提供されたものもあって、お互いがフィフティでなければいけないのではないかという形の中に思いが立ちまして、今までのご質問をさせていただきました。確かに日本ウェルネス高校は全国的にも高校としての知名度もあります。筑北村に来られてから野球においても、最初にやっぱり北信越の優勝というような形の中で実績も上げ、なおかつ今では県内でも昔からの松商学園の最敵ではないかというようなご活躍も私も耳にしますし、私も感じております。ただし私が申し上げたいのは、そのために、そのためにこちらが提供するだけではいけないのではないかと。やはり協定の中にあつたようなことをきちんとお互いに達成して、そしてこの村の中で活動していただくということが一番ではないかということで、今までも質問させていただきました。

以上が村長がスポーツにおかれて、この村の活性化ということに反対して、反対の質問をしたことでないことだけは、この際、ご理解いただいて、今後も村政にまたご協力をいただきたいと思います。

次の質問ですが、今、お話があつたように、この中で2 番目の施設が整備された、今、お話ししたとおりいろんな施設ができました。サッカー場を筆頭にいろいろできました。できるに当たってはやはり維持管理ということも念頭に置いて、その事業を進められたと思いますので、その村長在任中にできたいろいろな施設、それに対する管理方法など、退任に当たり後継者も指名されたことですので、その辺についてもしございましたらお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 施設管理につきましては、私も管理費用ということは施設ごとにそれぞれ計上しているものではございません。施設の人件費等は計上しておりますが、議員ご指摘の費用とは昨年9 月にも定例会において、同僚議員から日本ウェルネス高校の使用料について質問がありましたが、教育委員会では平成 27 年に基本協定締結によりまして免除という

ことになっております。1つの施設といたしまして、やすらぎ球場をちょっと例にとってみますと、日本ウェルネス高校の野球部のホームグラウンドとして使用していただき、使用料は平均で1日、半日といたしましても約200日使用してございます。金額にすると約91万円になります。やすらぎ球場の管理の面では、球場の周りは任用職員が草刈り払い機で草を刈ったりしておりますが、そのほかは生徒がグラウンド内外の整備を行っていただいております。球場は町村の球場といたしましては整理整頓ができておりまして、県内ではやすらぎ球場はナンバーワンだと私は思っております。

そういうことの中で、他の学校からも練習試合等に来ましてもすばらしい球場だということ言われているわけでございます。今後、球場管理は使用料以上にかかっているのではないかと私は思っております。それぞれの村の施設全般にわたって整備された施設で、スポーツによる村の活性化に取り組んでまいりたいと思っております。

また、令和2年度の村のスポーツによる経済効果がどれくらいか、予算計上をし、調査を行う予定でありましたが、コロナ禍のため調査ができなかったわけでございますが、また今年度3年度でも予算計上をしてございますが、コロナの収束が立たないので今年度もだめかと思っております。

いずれにいたしましてもこれだけの球場、施設もありますので、やはり後をやっていただく村長さんにもお願いしたいんですが、その調査費をつけて、やっぱりこの筑北村の経済効果がこれだけつくった球場の中でどのくらいになるかという試算は必要かと思っております、また今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） そうなんです、本当に村長がおっしゃるように、やはりこの辺では相当な設備といいますか、整備されたグラウンドを筑北村が持っている、また、そこに村長が言われるようにサッカー場もつくって、そこにまた人を集めることによって、村がスポーツによる活性化ができるんじゃないかということはよくわかります。しかし今、村長が言われたように、日本ウェルネス高校が利用料を払っても何百万単位のものになるということですが、そこに出入りする相手校様とか、そういう方の経済効果も考えれば、やはりその辺のところはこれから産物がない村としては、スポーツを産物にするという村長のご発想の中で、スポーツによる村の活性化ということであれば、私はそれで十分だと思うんですね。でもそのことの目的が外れて、ただ日本ウェルネス高校さんのもののような形の中の振る舞

いというものは、やはりこれはいかなものかなということで、今までも村長にいろいろとお伺いしました。今、村長がお話のとおり、日本ウェルネス高校を迎えることによって、私はこの村が末永く活躍していただくことを祈ります。

それと以前の質問でもお答えといいますか、私、聞かなかったのはウェルネス高校さんが来ることによって生徒数の数がというお話を1回質問させていただきました、村長もご存じのとおり。そのときも本来ならば私の性格からいえば、日本ウェルネス高校筑北という名前が日本ウェルネス高校長野という名前にかわったと。これ私、あえてそのときに声を上げなかったのはやはり村長の思いが日本ウェルネス高校さんに通じて、今の筑北という名前よりは長野とつけたほうが知名度が上がって、この筑北村の発展につながるという村長の思いを私もそういう思いがありましたので、あえて名前の変更についてはこういう場で承らなかったんですが、ぜひ今後も村長が築き上げたこの2期8年にわたる筑北村を継承するためにも、ぜひその辺のところをお含みおきくださいまして、また村政に対していろんなものを言っていただければ幸いと思いますので、ご健康でお過ごしされることを祈りまして、村長への質問は終わります。次にいきます。

次はスマートインターチェンジの件についてお伺いするんですが、スマートインターが随分形の上では、あそこの道を通ってもかなり我々が見ても、一般の村民の方から見ても随分形が変わってきたということは明らかでございます。それにつきましてスマートインターチェンジの利用促進について、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の仮称筑北スマートインターチェンジの利用促進策についてお答えいたします。

1つ目としまして、村広報紙、ホームページを活用した情報発信といたしまして、村広報紙「ホットスポットちくほく」と村のホームページに筑北スマートインターチェンジのアクセス情報の掲載を検討してまいります。

2つ目としまして、案内看板の設置でございますが、隣接市村へ筑北スマートインターチェンジへの案内誘導看板の設置をS I C関連事業によりまして行うことで、詳細を検討しております。あわせて役場庁舎と長野自動車道の歩道橋へ利用促進の懸垂幕等の設置も検討しておるところでございます。

3つ目は、各種PR活動の実施でございますが、ポスター、チラシ、パンフレット等を作

成いたしまして、配布及び関係施設等への掲示を行うとともに、村祭りや近隣サービスエリアなどで開催されるイベント等に参加し、PR活動等も検討いたします。また観光課と協力し、筑北スマートインターチェンジを利用して周辺の観光地や店舗を訪れてもらえるような観光PRも必要だと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） ありがとうございます。当然あれだけの事業が完成間近なものですから、今からそういう周知徹底したコマーシャルといいますか、そういうことは絶対必要だと思います。

それでこれは正直申し上げて、次の質問ですが、村内のある方というよりも、お若い方のご提案で、私もそういうことがもし可能であるならばやることはいいんじゃないかということで、今回質問の中身にさせていただいたんですが、村内の利用、前にスマートインターチェンジができるに当たって村内のET車、ETC搭載車がどのくらいあるかということは調べて必要ではないかということもご質問させていただきました。そしてなおかつ今回のご質問で提案させていただく件ですが、やはりちょっとニュース的にこういうことを打ち出して、インターチェンジが有効利用していただくために、村として村内のETC未設置車ですね、ついていない車に対してのETCの補助金を出すというようなアドバルーンを上げることによって、筑北村のSICがより知名度が高く、また、そういう政策を打つことで、筑北村がより近隣、もしくは全国にそういうことが通じることであれば、観光に対しても、また企業の誘致に関しても有効ではないかということで、ETCの補助金というか、その辺のところをご検討いただきたいということでご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ただいまの勝田議員のご提案でございます。村民に対してETC車載器を搭載することによる筑北スマートインターチェンジの利用促進を促す補助金等は、一定の効果は期待できるというふうに考えておるところです。また全国でも同じ目的の補助金等を出している自治体もございますので、時限的、期間を限ってということで今後検討していきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 建設課長、ありがとうございます。ぜひこの辺のところのいろんな

財政のこともありますけれども、ぜひご検討いただいて、よろしくお願いいたします。

続きまして、公共交通の利用促進について、お伺いいたします。

デマンド交通が村に走るようになりましてから、まだまだ村民からいろいろの話も伺っているところでございます。ぜひきのうの両村長の会談の中にも「交通」という文字が入っておりますので、ぜひこの谷に本当に有効に、利用したいときに、利用していきたいときに行きたい、今、先ほどからお話のとおり、ではやすらぎ球場に有名な学校が、日本ウェルネス高校と練習試合に来ると、勝田君、どうやっていけばいいんだ、おれ歩くには大変なんだよという話があると。では乗せていこうかといっても私の車で最大乗せても4人ですね、いっぱい。でもやっぱりそういうことに関しても交通の手当てをするということは、この村の1つの、申しわけない言い方をすればお年寄り、高齢者に対するサービスの一環ではないかと、そのためにもやはり利用したいときに利用する、利用できるときに利用する交通体系の構築が必要だと思いますが、今後どのような形で考えていらっしゃるのか、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 公共交通、特にデマンドバスの利用促進というご質問でございますけれども、利用促進につきましては運行委託会社、また利用者のご意見などを伺う中で検討しているところでございます。例を挙げますと、現在、次の2点について検討しておるところでございます。

まず1点目ですが、「差切入り口」というバス停、坂北の差切峠の入り口にあるわけでございます。坂北荘の入り口にあるわけでございますけれども、そこから坂北荘の玄関まで100メートルほどの急な坂がございますけれども、この坂があることによって憩いの日なので坂北荘を利用することをちゅうちょする方もいるということで、ご意見をいただいているところです。そんな中で、バス停の移動、またはバス停の新設要望が出されたところでございます。そこで村としましては、デマンド専用のバス停、「坂北荘」というバス停を新たに坂北荘の玄関付近に新設を今、検討しているところでございます。

2点目としまして、現在、デマンドバスの利用につきましては村民に限られております。村内で就労する方からも利用できないかという問い合わせをいただいているところでありますので、村内に通勤・通学する方、こちらの皆様方もデマンドバスを利用できるように検討しているところでございます。

以上の内容につきましては、村の公共交通会議で検討をする内容でございます。コロナ禍

であるということで、現在、書面決議ということで各委員さんにご通知を差し上げ、ご検討をいただいているところであります。

先ほどやすらぎ球場というご提案もいただいたわけですが、デマンドバスの新規バス停の設置等につきましては、今まで同様に乗客の皆様、区あるいは常会等の要望も踏まえまして、検討を進め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 今、課長がお話のとおり、私も課長と総務委員会で、バスの点で協議させていただいています。ぜひ今、言われたようなことで、とにかく村民の高齢者、利用者が一番という形の中のお考えの中で、これから利用促進をお願いしておきます。

次の質問に移ります。長野県の新型コロナウイルス特別警戒中の、発出中で公共施設を使った。これは実際に先ほどから出ております日本ウェルネス高校がやすらぎ球場を発出中に使ったということのご意見が寄せられました。これに対して経緯だけ、時間がないことですので、経緯だけお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ただいまのご質問でございますけれども、県の新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発せられたことを受けまして、村では新型コロナウイルス対策本部会議を開催しまして、公共施設の貸し出し中止を決定しました。この決定を受けまして、それぞれの管理課で施設の予約者に対しまして、貸し出し中止の連絡を行ったところでございます。

そのときに、その際に日本ウェルネス長野高等学校より、公式大会が近いので使用を認めていただけないかという連絡が入ったところでございます。その連絡を受けまして、村としては状況等を確認しましたところ、高校からは根拠として県教育委員会から県立学校に通知されました感染防止のガイドラインがあり、公式大会がある場合は傷害、事故防止、技量の維持の観点から、最小限度の活動は認めるという項目があり、私立学校もこの項目を参考に対応しているということで、部活動を行いたいとお話でした。

村でもこのガイドライン、また8月30日に県より示されました「命と暮らしを救う集中対策期間における対策強化」の通知を確認し、申し出の内容を確認したところであります。村の対策本部会議が終了した後であったため、村長と協議し、ウェルネス長野高校が村の施設を通常の練習会場に使用しており、ほかに代替施設もないことから、ガイドラインにのっと

り、感染予防を徹底した上で、公式大会のある部活のみの使用を許可したところであります。

許可した部活につきましては、公式戦の要綱等を提出いただき、公式野球部と女子サッカー一部、この2つの部活に許可をしたところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 今、課長がおっしゃるように、やはり冒頭からいろいろといつも名前が出ております日本ウェルネス高校、すっかりこの筑北村に名前もなじんだことです。ですからその分だけ今まで知らなかった人も、みんなもう注目しているわけですので、その辺も含めて今後のご相談なりをよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。旧筑北小学校跡地利用についてお伺いします。

昨日、一昨日の、その前ですかね、議会の中においても進捗状況をお伺いしたのですが、またもう1つ、もう1回簡単に結構ですので、今、進捗状況をお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 小学校の後利用にかかわる調査支援業務をコンサルに委託しまして、昨年サウンディング型市場調査参加要請ですとか、後利用の提案のあった事業者から想定している事業と、村の目指している地域活性化など目的との整合性、所有形態、事業の実現性、モチベーション等、聞き取りを行い、並行しまして地域で活動を行っている団体の代表者の皆様からもヒアリングを行う中で、事業の提案の事業性について地域貢献できるものとなるか、確認を行っているところでございます。

このヒアリング調査を踏まえまして、現時点では「まなぶ、つなぐ、ひらく」といった後利用の仮コンセプトを設置してございます。

また民間事業者の活用に当たり、必要な改修は原則その事業者に負担していただくことを予定しております。学校用途の建物は一般建築物と比較しまして、内装制限等建築基準法等制限が比較的緩く設定されていることから、他の用途に変更した場合に、最低限必要な箇所、これを事業者にお示しするためにその洗い出しですとか、建物、設備のチェックを行っているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） これは言っていないかどうかわかりませんが、サウンディング方式という、サウンディング調査という、1つの新しい技法なのか、手法なのか、サウンディングで調査するのに、調査費がかかっていますよね。私がここで言いたいのは、学校そのものが空くということはわかっていたわけですよね。空くということが分かっているということは、空くということが分かる前から計画があるべきだと思うんですよね。相手から来たものではない。先ほど私はS I Cの話をしたのも、開通してから何か企画したのでは遅いんですよね。そうですね。解体してから設計する家はないと思うんですよね。解体して建て替えるから、その前から設計をしておいてということですよね。

サウンディングでやったのが、令和6年からですか、5年から使用開始になるのかな。それで最初のところの公共施設マネジメントのところの予算で見ると、サウンディングも色々含めて2,900万という計上がね、成果説明にあるんですよね。これで第2期の筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、住民福祉課が非常に狭いとか、今、やっている社協のところ狭いとか、経年劣化があるとか、今、現実にも今回も予算が計上されたようですけれども、坂北の「あずまや」、あそこにもうブルーシートがかぶっていたら、かなりかかっていたんですよね。これをことし直すという。そうすると逆にそういうところ直していると、今、あいている学校を早く使ったほうがいいんじゃないかと。サウンディングも結構。でもその辺のところの方針をもう一度考えたらいいいんじゃないかということも踏まえてのご質問なんですけれども、今、3地区に分かれている社協の施設に関して、これ、どのような手当てをしていくのか、今後どういうおつもりなのか、ちょっとその辺を先に聞かせていただけないか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 旧筑北小学校の後利用に関しましては、先ほど申し上げましたとおり地方創生ですとか、地域活性はもとより、行政コストの削減による財政負担の軽減を目指して取り組んでいるところであり、基本的には民間への譲渡を予定しているところでございます。

社協の集約化の必要性につきましては、社協で検討されていると思いますけれども、社協からは当初の村内アンケートの段階ですとか、村内NPO法人のサウンディング市場調査の提案の一部に、配食弁当をつくる場所としての要望、提案がございました。ただし全業務を集約して使用するといった提案は現段階ではございません。

旧筑北小学校が昭和59年から62年の建築に対しまして、坂井高齢者福祉センターが平成6年、本城地域の社会福祉会館きささげ荘が平成7年、坂北デイサービスセンターが平成9

年の建築で、旧筑北小学校より新しいということ、また集約した場合には浴室等新たな施設や設備の整備等が必要になりますので、当然村の費用も発生すると思われます。

また、高齢化率については毎年上昇しているわけですが、65 歳以上の高齢者数でございますけれども、5 年前と比較して約 100 人減少しているところでございます。今後もこの傾向は続くと考えております。社協から業務の集約というような提案があれば当然話し合いの場を設けますけれども、ただいま申し上げた点も踏まえて検討する必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） 今、課長も触れられたように、高齢化はとまらない、人口はそう伸びないといいますが、それは政策ヒカエだと思いますけれども、いつかお話ししたとお思い切った施策を打ち出さないと、なかなか今、テレワークといってもその場所すらないと。今、サウンディングで調査なさっているように、あの当時で最初のときで 12 社、十数社ですかね、手を挙げられた企業があったのは。今、何社ぐらいが俎上に上がっているのか、お伺いできますか。あと業種をちょっとお伺いできますか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 十何社というのは小学校の現地見学会に参加していただいた業者の数でございます。サウンディング市場調査に参加があった業者が 6 業者、その後、提案ということで別にあったのが 1 つの業者でございます。業務内容といたしましては、あまり細かいことは業者のアイデアの保持とか等がありますので、詳しくは述べられない部分があるわけですが、いわゆる専門学校的なものをやりたいというようなもの、あとテレワーク等のオフィス、あとこれは校舎というよりもグラウンドであるとかということですが、いわゆる発電、太陽光ですとか、そういった発電の関係が 2 社、あとスマート農業、あとは現在の村の施設を集約するといったような。もう 1 つ新しい技術の研究等の……ございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） そのような会社が名乗りを上げて、この村に進出してもいいだろうということで、サウンディングに参加しているはずなものですから、ただしせんだってちょっとお話があったような冠着荘の売却についてちょっと調べてみたら、まだ補助金なりそういうキンスがあったということで、手を挙げた社さんがちょっと考えるというようなことが

あります。そこでお伺いしますけれども、あの小学校に対して売買は素直にそういうキンスを伴わないで譲渡なりできるのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） これは最終的に県と協議をするんですけれども、補助金等返還にならないということです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） 今、返還の話が出ましたけれども、返還はあるんですよね。ないわけではないですよね。今のお答えはどちらですか。ないんですか、県が言ったら県はいいと言うんですか。それとも県はあくまで返還金があるから返してくれと、そういうことに使うならばということなんですか。ちょっとその辺聞き漏らした、済みません。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 今後の協議次第ということでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） 僕、ちょっと行政が鈍いものですから、わかりませんけれど、交渉次第というのは交渉の仕方によっては県はいいよと、自由に使いなさいと、村の発展のためならばいいですよということですか。

○議長（待井安登議員） 勝田議員、ただいまの質問ですが、通告されていませんし、それからもしそういう事例があるとすれば委員会なり全員協議会で質疑をしていただきたいというふうに思います。

○6 番（勝田 昇議員） 村長も課長も手を挙げられたので、期待したんですけれども。村長が手を挙げられていますよ。

○議長（待井安登議員） では村長。

○村長（関川芳男） 学校として使用する、専門学校でも結構です。恐らくそのときには返還は要らないと。他の事業が入ることなら影響があるというふうに私は解釈しています。

○議長（待井安登議員） 6 番、勝田議員。

○6 番（勝田 昇議員） ありがとうございました。今、村長が、もう本当に明快にお答えいただきましてありがとうございました。そうですね、6 社の中に学校とかそういうことが入っているから、そこが採用された場合はということだと思います。これはしつこく質問す

るとまた議長におしかりを受けますので、時間も来たようで、ちょっと早いんですけども、私の質問を終わらせていただきますが、村長におかれましても今後とも村の発展のためにご協力いただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（待井安登議員） 順番2、1、公開系説明会指摘事項への対応、2、筑北村民生活応援商品券の経済効果について、3、草湯温泉冠着荘の指定管理者募集、4、筑北公民館横のJAと交換した倉庫跡地の活用方法について。8番、小山正博議員。

小山議員。

○8番（小山正博議員） 8番、小山正博です。ただいま議長より説明がありましたけれども、今回、4つの質問を出しております。

その前に少々。関川芳男村長におかれましては、2期8年間、本当に村政運営にリーダーとして携わり、大変ご苦労さまでした。そして私も2期議員として一緒にいろいろ質問をさせていただきました。1期目の目標といいますか、政策としては6つ政策を挙げられて、先ほども成果の中でお話もありましたけれども、栃平のダムのかさ上げ、水源確保、それから先ほどおっしゃられませんでしたけれど保育園の無料化等、非常に村政に大きい、住民生活に寄与する政策をなされておりました。

ただ、1つ、6番目の政策というのが麻績村さんとの合併の推進ということで、この点については私、議会において何回も質問させていただきました。これ残念ながら明確な方向性は出していただけませんでした。これは相手のあることだからということで、それと離脱の原因がよくわからなかったので、そこら辺の問題が解決しない限り推進はできないということのようには私は解釈しております。

また、昨日においては、麻績村さんと、隣村との関係、今後の最後の任期といいますか、関係性において話し合いが行われたということだと思います。私にしてみればもっと早い時期にこういうことについて前向きに検討していただけたらなという思いがあります。そこでこれは私の質問にないので、村長のご苦労さまでしたということで一言申し上げました。

それで質問に入りますけれども、公会計説明会指摘事項への対応ということでございます

が、令和元年度決算、財務4表による財務状況に関する勉強会が村職員と議員を対象に、6月23日に行われました。総務省地方公共団体の経営財務マネジメント強化事業のアドバイザーの肩書きを持つ税理士の原久さんにおける説明会でした。なかなか専門用語等あり難しい内容でしたが、当村の特徴として前から指摘はありますけれども、3村合併に伴い同規模自治体と比較すると公共施設、学校、公民館、村営住宅、道路、水路、上下水道が多数あり、老朽化が進んでおります。これらの見直しも含めて、見直しがおこなわれているということで、その対応をお尋ねいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 議員のお話にありましたとおり、旧村時代の資産がすべて筑北村としての資産となっていることから、必然的に他市町村と比して施設数が多く、減価償却費比率等高い状況でございます。合併後は新たな公共施設の設置は最低限にとどめ、住民サービスの水準を維持しながら既存施設の有効利用、維持修繕に取り組んできた結果、おのずと各施設の減価償却が進み、財務処理でも減価償却費比率等顕著な数字であらわれています。

施設の見直しがおこなわれているというご指摘についてでございますが、昨年度個別施設計画を策定し、それぞれの施設ごと、今後どのようにしていくかといった基本的な方針が決まり、公共施設マネジメント会議において、この計画をもとに公共施設の用途廃止等について検討を進めているところでございます。

耐用年数を既に経過した施設を除却することで、維持費などの行政コストの削減ですとか、減価償却費比率の低下を図ること、逆に耐用年数が残っている施設を除却、または譲渡することにより、行政コストの減価償却費を減じていく必要があると考えております。そんな中で現在は旧筑北小学校の民間譲渡に向けて取り組んでいるところでございます。

また、施設を解体や除却するにも多額の費用を要することから、年次計画を立て計画的に実施することが必要だと考えております。まずは個別施設計画に沿いながら、住民の利用状況ですとか、老朽度合いを踏まえて除却すべき施設は取り壊す、また民間への譲渡の可能性がある施設は積極的にアピールしながら、村の活力向上につながる施設利用を考えていくことが重要であると考え、鋭意進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ご説明ありがとうございました。以前公共施設の統廃合計画がございまして、正式にといいいますか、計画ができたということで進められているとは思いますが、前の議会の中で計画はあくまでも計画だというようなお答えもお聞き、記憶しておりますので、そこら辺は十分精査されて進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問をさせていただきます。地方公会計の意義ということが総務省のほうで出されております。目的として説明責任の履行、住民、村民や議会や外部に対する財務情報のわかりやすい開示、2番目として財政の効率化、適正化、財政運営や政策形成を行う上で基本資料として財産管理、債務管理や予算編成、選択等、カットウに有効活用することがうたわれております。私もまだ勉強不足のことがありますが、当然村の関係者に方においては十分承知しているかと思いますが、一番、毎回、私も説明会をお聞きしたんですけれども、なかなかこれ難しいといいいますか、わかりにくい点もありますので、ただ、主権は住民の方なので、できるだけ村民、納税者への説明責任をいかに果たすか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 住民への説明責任につきましては、これまでホームページで公表しているところでございますが、議員のお話にもあったとおり財務書類の内容につきましては専門性が高く、多くの住民の皆さんにご理解いただくことが難しい状況になっていると思います。先ほど申し上げたとおり、行政コスト等数値を改善するには施設の除却等による整理は必要だと考えています。

こういった施設の譲渡ですとか、取り壊しには住民の皆さんのご理解が必須になりますので、過去にも合意が得られなかった例もありましたので、譲渡や取り壊し等の施策に対してもご理解いただけるよう今後令和2年度の財務書類の公表にあわせて、単年度の状況でなく、過去5年間の状況を踏まえた上で、村の財政状況についてわかりやすい方法でお示ししていきたいと考えております。

また、財務状況の改善には施設の統廃合や除却を進めるのと並行しまして、抜本的な事務事業の見直しですとか、中止による物件費、人件費等の削減が求められているわけですが、研修会でも話がありましたように、一概にやめる、なくすだけでは行政サービスの低下にもつながると考えております。現状の行政サービスの水準を維持していくために何が必要かを考えたとき、その中で日々の職務の中で行政コストの削減に向けた取り組みは行っていくわけですが、新たな取り組み、企業誘致ですとか、ふるさと納税の増額ですとか、そう

いったものに注力することで改善を目指すことも重要な視点であると考えているところでございます。

財務書類の分析を進めまして、どの会計が問題なのか、どの科目が問題なのか見きわめ、政策立案、予算編成に反映できるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8 番、小山議員。

○8 番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。これ財政の問題は非常に難しい問題であります。交付税等は次年度からさらに減るということでもありますし、そのために合併特例債等の活用ということでお金はいただいてありますけれども、その活用についても決して全部補助金というわけにはまいりません。三十数%は返却しなきゃいけないということで、関川村長もこの点についてはご尽力されておまして、次の村長さんにはここら辺は特にお願いしたいと思います。

続きまして2 番目の質問をさせていただきます。筑北村村民生活応援商品券の経済効果について。

きょうも新聞を見ますと県のほうでも新たな独自の対策を打ち出すということでございます。新型コロナウイルス感染症拡大による地域住民の生活支援、地域経済の消費拡大を目的に、本年度限りの対策として村民1 人当たり2 万円の商品券が配布されました。

1 番目の質問として、利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは商品券の利用状況でございますが、各事業所におきまして換金請求の方法が違っているところがございます。発行金額としましては8,566 万円に對しまして9 月10 日現在でございますが、利用された金額は5,000 万円ほどとなっております。約58%の使用率という状況でございます。

利用期間につきましては、来年の3 月31 日としておりますので、利用率の向上を目指し、定時放送等を活用してまして、利用の促進を今後も図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 8 番、小山議員。

○8 番（小山正博議員） ちょっと確認させていただきたい。利用期限は来年の3 月31 日、違うと思うんだけど。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 大変失礼いたしました。来年の1月31日でございます。申しわけありませんでした。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） それにつきましても約1カ月ちょっとで、非常に利用状況はよいかと思います。これによって住民生活、それから企業さんが少しでも活性化できればと思い、この質問をさせていただきましたが、先ほどちょっとお答えになっているんですけど、主な使用先の分析と経済効果についてということについては、どう評価されているか、今の時点での状況をお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは商品券の主な使用先の分析ということでございますが、9月10日までの換金状況を見ますと昨年度実施したプレミアム付商品券同様、生活に必要な食料品、日用品、また車のガソリン等の購入によく利用されています。また経済効果ということでございますが、この商品券が新型コロナウイルス感染症拡大による地域住民の生活支援、また、それとともに地域経済の消費拡大を目的に配布しております。そのため地域住民の生活支援といった観点では大きく寄与できたものと判断しております。しかし消費の拡大につきましては、ふだん現金で支払われているものが商品券にかわったということも考えることもできます。判断は非常に難しいところであります。2カ月弱で5,000万円近くの売上があったことを踏まえますと、消費拡大にはつながっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。実際これでガソリンスタンド、それからAコープさん、それからウエルシアさん等では使われていると認識はしております。残念ながら中小企業といいますか、小規模のシゲンさんや工場さん、それから飲食店の状況を私は個人的にお聞きする中で、去年は最大法人では200万円の支援金、補助金をいただいたということで、これは非常にありがたかったというお話も聞いておりますし、中小において法人でない方は約70万円、県、村からいただいたということ、これも非常に助かったというお話は聞いておりますけれども、現状の飲食店等におきましては昨年以上にコロナレベル5ということで、消費活動が非常に消極的になるような状況の中で、なかなか商品券の機会、使っていないといいますか、出にくいといいますか、やっと現状4になって公共施設等も利

用が可となりましたが、何を言いたいかというと、去年よりそういう商店においては厳しい状態というふうに私は個人的には認識しております。この点について、課長の見解をお聞きます。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 確かに昨年のプレミアム付商品券の発行と、今年度やっております生活応援の商品券、飲食店での活用は大変減っているものと考えております。これはコロナウイルスの感染症が収束しないこと、また県からレベル5等の発出もございまして、やはり利用控えというものがあるというふうに考えております。ここら辺を継続してまた支援等、本年度のテイクアウト協力金、また感染拡大防止対策協力金等を支給させていただいたところでございますが、また継続して支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 小山議員、議席番号と名字を復唱してください。

8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 一部重複するかもしれませんが、さらなる支援策ということに、支援策云々というお話がありましたけれども、去年は直接の支援ではないけれど、気分的に花火等を商工会さん打ち上げておりましたけれども、そこら辺に精神的というか、こういうちょっと停滞感という中でありますが、同じ質問になるかもしれませんが、さらなる支援策についてどういうふうにお考えか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではさらなる支援策ということでございますが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、県のほうでコロナに特化した補助事業というものが、きょう新聞報道でされております。それに伴いまして村のほうにつきましても、基礎算定として420万円相当の補助対象事業が可能だということで、県のほうから伺っております。なかなかテイクアウトとか、また後段で議員の質問にもございますが、なかなか利用されにくいということがございます。これは今回県の補助事業につきましては、あくまでも事業者への支援ということでございますので、これにつきましては飲食店、また村内建設業、製造業、小売店、そういった部分にまた感染予防対策に万全を期していただきたいということで、継続した支援を今、国の交付金の活用もあわせ検討しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 支援していただくということで、非常にありがたいことだと思いますので、これも時間がかかるといいますか、できるだけスピード感を持って対応をしていただければありがたいと思います。

続きまして4番目の質問ですけれども、筑北村が協賛している商工会がテイクアウト&デリバリー割引券の利用状況についてお伺いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 商工会が行っておりますテイクアウト&デリバリー割引券の関係でございます。1世帯につきまして5枚、常会長さんを通じて計9,000枚を各世帯のほうに配布させていただいております。しかしながらでございますが、利用された枚数は9月3日時点でございますが、100枚程度ということにとどまっております。利用が低迷している要因でございますが、テイクアウト&デリバリー、提供されるメニューが限定されてしまっていること、また店まで取りにいくことが基本でありますので、行くなら店内で済ませてしまおうというお考えも結構あるようです。そういったことにより利用促進につながっていないのが現状でございます。

いずれにしても利用期限が9月末日となっておりますので、村のホームページ、定時放送を活用しながら利用促進を図ってまいりたいと思います。

また商工会のほうでは、同じ事業としまして秋、現在、行っているのは夏版なんです、秋版の発行、またテイクアウト祭りということで、坂井地域、本城地域、両方で2回程度、そんなところを計画しておりますので、ご承知をお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 状況説明、ありがとうございました。私、個人的には9月末の利用期限ということでありますが、もう少し延ばしていただければというようなことは思います。

続きまして、3番目の質問をさせていただきます。これは6月の定例議会にも観光課長にはお尋ねしたんですけれども、いまいち方向性、9月云々というお話も聞いておりますが、再度そこら辺をお聞きしたいと思ひまして、いたしました。

草湯温泉冠着荘の指定管理者募集ということでございますが、1番目の質問といたしまして、現在の冠着荘の運営状況についてお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 現在の冠着荘の運営につきましては、県全体で県独自の警戒レベル5が発出されたことによりまして、9月12日まで村内者のみの入浴と、レストランは休業、ケータリングのみの営業を行ってまいりました。13日からはレストランの営業を開始しまして、村外者の日帰り入浴も再開いたしました。またレストランは従来どおり昼のみの営業としておりますが、広間を利用した宴会は当初の計画どおり受け入れは行っていない状況でございます。

また、合宿の受け入れは8月末までとしていましたので、現在は予約はございません。8月末までに合宿については相当予約がございましたが、コロナの影響により大学や高校の合宿がほぼキャンセルとなっております。またテイクアウトにつきましても、昨年度により伸び悩んでいることもございまして、8月末までの売上につきましては431万9,000円、昨年度の73%となっており、運営状況は厳しいものとなっております。経費削減に努めているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） どうも説明ありがとうございました。先ほども村内の企業さんにおかれましては去年より厳しい状況ですし、冠着荘、とくら荘さんも同じかと思いますが、去年より厳しい状況というような判断をいたします。

それで6月にも質問させていただきましたけれども、譲渡という話で進めていたんですけれども、最終的には指定管理の方向性で方向性が出されました。ただし問題点が数点ありまして、この点はどういうふうな形で解消されたのか、継続しているのか。補助金の返還の問題、土地の登記の問題、資産価値評価のことについて、再度お聞きします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは冠着荘の土地の未登記処理の関係、そのほかでございしますが、未登記処理につきましては現在、進んでおりません。指定管理、譲渡関係なく村の財産としての適正な処理が必要ですので、現状大変おくれっておりますが、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

また、プール棟を含む健康館の建設や改修工事に伴う国及び県の補助金の返還協議につきましては、指定管理者の状況も踏まえ進めてまいりたいというふうに考えております。

資産価値の評価につきましてでございますが、建物についての減価償却後の金額や土地評価については6月の定例会一般質問においてご説明させていただいたとおりでございますが、

譲渡に向けた資産評価といったことは現在、村としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。はっきりいってそんなには進展がしていないという解釈でよろしいですか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 議員のおっしゃられるとおりでございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） それについてどうこう言うつもりはございませんが、一番この前も、6月にも質問させていただきましたけれど、さらにコロナ禍ということで、住民への説明についてどのようにされていくのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは議員ご質問の住民への説明でございますが、当面は民間譲渡も模索する中で、指定管理者による経営を進めてまいりたいというふうに考えております。指定管理者が決定され次第、地域住民の皆様へ周知を行っていきたいというふうに考えておりますが、コロナ禍での参集方法については検討する必要があると考えております。

指定管理者の応募がなく、また指定管理者が選定されなかった場合につきましては、譲渡、例えば一部休止も含め、早急に検討し、住民の皆様へご理解をいただく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） そこら辺が一番前回も途中で指定管理云々ということでチュウザした経過もありますので、それを踏まえて十分検討して、実施していただきたいと思います。

4番目の質問なんでけれども、新たな指定管理者への期待は大きい。最初譲渡云々ということで、使っていただけるならということでしたが、新たな業務形態の提案も含めた指定管理者への望むこととは何か。ここが広報等でこのような表現がありましたので、お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 村の温泉施設でございますが、村民の福利厚生 の立場、また都市部との交流の場としての両面を持っているというふうに考えています。施設のよりよい有効活

用を図るためには、知識やノウハウを持った人材が必要になり、そういったことを確保できる民間企業の指定管理については期待することが大きいというふうに考えております。

今回の指定管理について望むことですが、日帰り温泉など、従来どおりの村民の福利厚生施設としての継続、また村内のスポーツ施設などを活用した合宿などの積極的な誘致というふうに考えております。現在、年間 3,000 万円相当の赤字補填を行っている施設でございます。今回の指定管理の募集に当たっては年間 1,200 万円ほどの指定管理料で経営を行っていただきたいというふうに考えておりますので、指定管理者への過度な要望をお願いするものではございません。より村内への流入人口が図られ、活性化が図られるような自主事業にご提案をいただければ大変ありがたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8 番、小山議員。

○8 番（小山正博議員） これはすべて観光課長が云々ということではございませんけれど、村の施設そのものが先ほど 1 番目の公会計説明会の指摘事項にも関連いたしますけれども、公共施設等の統廃合という大きな課題がありますので、その中の 1 つとして私はとらえておりますが、具体的に冠着荘というのは出ておりますし、先ほども旧筑北小学校等の跡地といえますか、利用等がありますので、これは全庁的によく検討していただき、なおかつ住民への説明も十分果たしていただければという思いがありますので、この質問をさせていただきました。

続きまして 4 番目の質問ですが、これ坂井地域のことなんですけれど、筑北公民館横の J A と交換した倉庫跡地の活用方法についてということでございます。

実際に今、倉庫等取り払われまして、除去されまして、基礎コンクリートがむき出しという状況になっております。大町麻績インター千曲線・筑北小学校前の道路改良工事、通学歩道の設置も計画されております。

それと含めて、あの地域においては部落内の道路が狭いという問題がありまして、消防・救急車両等が家の近くまで入りにくいという問題もあります。当然道路が広がりますので、公民館前の駐車場兼玄関といえますか、入り口のスペースも非常に少なくなるというふうにお聞きしております。筑北公民館、旧坂井公民館ですけれども、これは坂井地域の避難所としても指定されておりますし、こちら辺を含めた活用方法といえますか、交換された土地を含めての活用方法を検討すべきかと思い、この質問をいたしました。このことについては、どのような対応を考えておられるか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） J Aと交換した倉庫跡地の今後の活用というご質問ですが、現在、具体的な活用方法はまだ決定はしておりません。以前より安曇野警察署坂井駐在所の建てかえの話もありまして、土地の一部を候補地としても考えておりましたけれども、この件につきましては安曇野警察署より現在の坂井駐在所は、現在の建物を耐震補強を含め大規模改修をしていきたいというお話をいただいたところでございます。

今回の9月補正予算におきましては、教育委員会より駐車場整備の予算が計上されておりますが、これにつきましては筑北小学校周辺での授業参観等の行事の際に、駐車場の不足等が問題になっておりますので、その対応、また、ただいま筑北公民館の前の県道の改良という話もありましたけれども、現公民館の駐車場も少ないため、暫定的に駐車場として整備を行う予定であります。

今後の活用方法につきましては、教育委員会や庁内でも検討を進めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） そういうことならぜひその方向で進めていただきたいと思います。地元の坂井地区の区長さんなりともよく、今、大勢で集まって会議ということは非常に難しいご時世なんですけれども、地元の方の意見もよくお聞きして検討していただきたいと思いますし、これ筑北村はそうではないと思いますけれども、各課ごとの担当ということで、部署ごとのよく調整等がありますので、よく全庁的に今のお話ですと教育委員会、建設課等の調整もありますし、住民福祉的な面もありますので、そこら辺を十分全庁的に考えていただいて、進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は、何かそれについてお答えがあるならお尋ねしますが。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ただいま地元ともという話がございました。区長というお名前も出ておりますので、その辺についてまた今後検討していければというふうに思います。

また、庁内につきましては、議員ご指摘のとおり教育委員会だけではなくて、先ほどお話が出ました建設課とも協議を進める中で、調整を図っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8 番、小山議員。

○8 番（小山正博議員） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で8 番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開は 10 時 30 分とします。それでは休憩とします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 3、1、村の情報公開の現状について、2、坂北体育館の使用について、3、工業団地の計画規模に見合う団地内道路、水道設備の規模について、4、旧白坂衛生施設組合施設跡地の現状について、5、デマンドバスの麻績村への乗り入れについて。10 番、吉池昌昭議員。

吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 10 番、吉池です。9 月定例議会の一般質問として、ただいま議長から言っていただきました5 項目について質問をしてみたいと思います。

1 番としまして、村の情報公開の現状についてお聞きをいたします。

議会の議事録等がホームページで公開されていません。情報化時代という中で、ホームページで情報公開は当然であるということで、再三にわたって議会の中で申し上げても、議会の皆さんにも認めてもらえず、村のこれからの情報公開に対する考え方について、お聞きをいたします。

以下につきましては、質問席で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 村の情報公開の中での議事録の公開というご質問でございますが、議会の議事録の公開につきましては、これまで慣例によりまして議会事務局窓口において閲覧による公開としてきたところでございます。吉池議員のご提案の議事録をホームページ上での公開につきましては、村としましても今後他の自治体の公開事例を参考にしながら、筑北村としての対応を議会議員の皆様と相談をさせていただき、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 総務課長から前向きな答弁をいただきましたので、私たちの任期もあとわずかでございますので、ぜひ情報公開につきましては今後村で積極的に行っていただきたいと思います。

次、2 番の質問に入りますけれども、坂北体育館の使用につきまして、日本ウェルネス高校校長野校がバスケットボール部を新設して、坂北体育館で練習をするというような新聞報道がなされました。坂北体育館の使用につきましては使用内容によっては体育館の下にあります就労センターへの音が響くということで、作業に支障があるのではないかと聞いております。この点について、村では就労センターの影響を検討したのかということと、もう 1 点、過去に村の人から坂北体育館で中学生が昼間バスケットをやることについては禁止をされているのではないかとという人がいました。そういうことも含めてご答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） では、体育館を管理しております教育委員会のほうでお答えさせていただきます。

ご質問にありました坂北体育館につきましては、議員ご指摘のとおり体育館下の社会就労センターに音が響いて作業に差し支えのある状況であることから、昼間の利用については使用内容、競技種目によって利用させないように制限をかけております。

ご質問の新聞報道とは、令和 3 年 7 月 27 日の新聞記事の報道記事のことだと思いますが、教育委員会でもこの記事を見て驚いているところでございます。日本ウェルネス長野高校からは、事前に協議の依頼も相談もいただいてない内容でございましたので、急きょ学校に記事の内容について確認をさせていただいたところでございます。その際、教育委員会からは

坂北体育館は平日の昼間の利用は競技種目によって使用できないことを伝えるとともに、社会就労センター利用者が不安になるようなことは慎んでほしい旨を申し入れました。

教育委員会といたしましては、使用制限を変更する考えはございませんので、したがって影響はないと考え、検討は行っておりません。先ほど中学生のバスケット使用の関係、ご質問がございましたが、これにつきましても競技種目によって使用制限をしているという中でございますので、バスケットについてはその使用制限ということで昼間の利用については制限をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 悪く言うわけではありませんけれども、新聞報道にこれだけのことを報道されるということは、村の上層部で聞いている人がいると思いますよ。これを今になって制限されているなんてことを私は言うこと自体が教育委員会として本当に恥ずかしいと思いますよ。就労センターで働いている人、障害者の皆さんを私はないがしろにしているのではないかと思いますよ。これ、もう報道はなされてしまっているからしょうがないにしても、厳重に抗議をして、白紙にしたということを新聞報道で私は出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 先ほど申し上げましたとおり、教育委員会でもこの新聞報道につきましては初めて知った内容でございます。この内容について、職員にも確認してみましたが、だれも聞いていないという状況でございます。先ほどお答えしたとおり、事前の相談、それから協議も学校のほうからはございませんでしたので、このことについてはそういう状況でございます。

新聞報道の後も日本ウェルネス長野高校からの協議の依頼も相談もいただいていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） そういうことになれば白紙ということでいいわけですか。お聞きします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 教育委員会の責任者としてお答えさせていただきます。

先ほどこのことについて何かこう隠ぺいがあるのではないかというようなお話かと思っておりますが、私もこのことについては新聞報道で知ったところでありまして、その日にウェルネス高校長野校の副校長に抗議の電話をしたところでもあります。これ白紙かどうかというのは、これは高校のほうで決めることでありまして、私たちにはこの計画について話がありませんので、白紙かどうか、違う施設を使ってやるのかどうかということは、それはまた高校のほうで決めていただくことだと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） わかりました。教育委員会の教育長の前向きな答弁でありますので。

今後もしバスケットの話が来ましたら、私はここで申し上げておきますが、就労センターには運営委員会がございます。村民の皆さんの代表で運営委員会がございますので、このバスケットのことにありましたら、今後は運営委員会において住民福祉課で責任を持って対応をしていただきたいと思います。

以上です。

次の質問へ移ります。工業団地の計画規模に見合った団地内の道路・水道施設であるかということで、6 月定例会に折に私は村長に検証をぜひしていただきたいということで申し上げます。その後、その対応をしたのかについて、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） この工場団地の誘致の関係、またインフラ整備等につきましては、観光課だけではなく他課にまたがっておりますので、私のほうで一括ご説明させていただいた後、必要に応じて担当課長のほうでまた説明をさせていただきます。

工場団地の計画規模に見合う団地内道路、また水道設備の規模につきましてのご質問でありますが、現在、産業課で進めている工場団地の造成整備は、切田の残土置き場となっておりますおおむね 2 万平方メートルのうち、東側の 9,000 平方メートルを行うもので、これを工場用地として売却を行う予定でございます。また残地の 1 万 1,000 平方メートルにつきましては、村として造成を行うことを現在、予定はしておりません。工場用地としてあつせんし、売却をしていきたいというふうに考えており、全体で複数社ではなく 2 社程度を誘致したいというふうに考えております。

これに伴いまして村ではスマートインターチェンジ、国道 403 号から工場用地内へのアクセスする村道の整備と、水道の本管布設を行い、給水エリアを広げることにいたします。村

道につきましてはスマートインターチェンジがトレーラーの通行可能としていることから、工場内の乗り込みが同規模の幅員を確保できるよう計画し、水道施設につきましては日で5立方メートル、5トンプラスアルファの給水が確保できるよう計画をしました。

そのほか周辺の農地につきましては、スマートインターチェンジに隣接していることから、企業からの要望があればあっせんは行ってまいりたいというふうに考えております。現段階では工場用地として造成、道路や水道施設のインフラの拡張といったことは計画はございません。今後の状況を踏まえ検討する必要はあるかと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 1 社のために村道を億の金をかけて、私は築造するというような計画、私は規模に見合った金額ではないと、いくら村道だから工業団地とは関係ないようなふうに見えますけれども、実際、今の工場団地に多額の一般財源を入れて1社だけのために、これ村が今後もやるかという、絶対私はできないと思いますよ。そういう中で適正な規模だと言われればそれで私はそれ以上の質問はしませんけれども、今回の工業団地について私は当初から申し上げていますが、一般財源で工業団地をつくるなんてこと自体が私は最初からおかしいということでは言ってきました。

そういうことで次の質問へ入りますけれども、工業団地を私が質問したときに、貸しつけという答弁をされております。これだけの投資をしたものについて、どのような積算で貸付をするのか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 工場団地の貸付料は決定されたかのご質問でございますが、現在、売却の方向で関係課と調整を進めているところでございます。売却額につきましては、現在のところはまだ決定しておりません。また村の支援策についても大変お困っている状況でございますが、あわせて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） 今、観光課長から貸付ではなく、今度は売却の方向ということが言われました。ちょっと村の対応が二転するということが、これが本当に問題だと思います。それでまた支援策を考えると、言っていますけれども、これだけ支援しておいてまだ企業の支援をするんですか。私は本当に疑問だと思いますよ。この1社のためにこれだけのこと

をして、1,000 万円もかけて土地を購入して、まだこれで支援策を考えているって、これは村民が考えたってちょっとおかしいんじゃないかと私は思いますけれど、どうですかね。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 済みません、それでは支援策につきましては今の商工業の振興条例が多々ございますが、今回スマートインターチェンジの横、スマートインターチェンジをつくる前提におきましても、企業の誘致というものを必須として行っております。議員 1 社と言われますが、西側に企業を、そこへ進出していくという企業もございます。そうしたのもも踏まえ、より雇用が確保でき、そういった企業、村に進出される方への支援というのはやはり必要ではないかというふうに考えております。

周りの市町村を見ますと、大規模な工場団地化ということも行っております。そこをしてかけまして、例えば土地の取得が 30%、50%村が助成するという制度を結構ほかの市町村も行っておりますので、私は必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10 番、吉池議員。

○10 番（吉池昌昭議員） これから今後新しい議会になってから、またよく議員に納得いくような説明をして、この工業団地のことについては進めていっていただきたいと思います。このことについては以上で終わりにします。

次、4 番の旧白坂衛生施設組合の農家への土地の貸付について、契約では上下シートというような養生が条件でありましたが、現状の状況についてお聞きしたいのと、今、白坂へ行く道が通行止めになっています。村民の方からあそこは何もやっていないけれど、どうして通れないんだということを言われます。そのことについてもあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） ご質問のシート養生の件でございますけれども、現時点で上の養生シートについては未施工の状況になっております。相手方ともお話をして確認をしているところでございますけれども、現在、肥料の中心部と外側とをまぜ合わせることによって、散布しやすい水分量に調整作業を実施しているということで、これを定期的に行っているということで、まだ未施工ということを知っているところでございます。

養生につきましては、覚書の中での確認事項でもございますので、この調整が終わり次第、早急に実施していただくよう再度要請を行ったところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 道路制限についての質問がありましたので、建設課長から報告させます。

建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 通告になかったわけですが、道路の通行止めにつきまして、スマートインターチェンジ築造工事に伴いまして、電柱移転をしてございます。それが旧道の真ん中に立っているということから、通行の危険性、それから7月後半からは資材の搬入等も始まっておりまして、その作業の安全確保のため通行どめというふうになっているところでございます。事前に周知看板等、現場付近には掲出してございますので、そういうことでとまっているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） そういうことになれば農家の人もあそこからは入っていけないということで、通行はしていないということでもいいわけですかね。その点について確認をさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） あそこについては工事期間中は通行できないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 総務課長からは農家へ言っているということでございますので、今年みたいに雨が多ければいくら肥料だといっても、しみ出すことが長年の間にはあると思います。小仁熊地籍にあったときのやめさせられたというか、そのことと同じに私は考えてもらわないといけないと思います。水路等へのしみ出しとか、においとか、そういうことをあそこは何もないでいいって、下のほうには水田がありますし、別所の部落もあります。そういう中で私は小仁熊でできなくなったことを、もう棚に上げて村は平然とやっているということ自体が私はあまり行政としてやることではないと私は思います。

そういうことで次の質問へ入りますけれども、デマンドバスの麻績村への乗り入れ。

先ほど総務課長から、デマンドバスの乗り入れを希望される場合は地域とか団体とかで陳情をされればやるよというような話を何かしていました。そういう中で何回も私、お願いし

ているんですけれど、Aコープや医者へ行きたいという声はあるんですけれども、その声だけでは私が言ったり、そういう下からの一個人が言っているものでは村は対応してもらえないということなのか。では私、入っていますシニアクラブの代表にデマンドバスを麻績村へ乗り入れるようにお願いしたいと言われれば乗り入れるのか、その点についてもあわせてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） この内容につきましては、3月の定例議会でも同様な回答をしているところでございますが、まずデマンドバスの麻績村への乗り入れにつきましては、やはり他の公共交通を担う民間事業者への経営への影響等を考えますと、この部分が一番の課題で、解決に向けてはいろいろ調整を図らなければいけないというふうに私はとらえております。

麻績村への乗り入れにつきましては、現在、坂井地域の路線、青木線が麻績村を通り、坂北駅まで運行しておりますので、デマンドバスではなくて麻績村との協議の中で、この路線の定時定路線の運行の拡充も1つの方法ではないかと考えているところであります。

しかし現行のまま青木線の拡充を図りますと、デマンドバスの車両を1台回す、あるいは坂井地域内のバスの運行を減らす必要があり、いずれも現行のサービスを低下させる必要があるため十分な利用状況の調査が必要かと思っているところでございます。

一個人、あるいは団体が要望すればこたえていただけるのかというお話でございますけれども、麻績村への乗り入れにつきましては要望だけではどうして対応できない部分がございます。先ほど申し上げましたが、利用者の皆さんのご要望を聞きながら、地域公共交通会議の中でご意見をいただきながら検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 何回もお聞きしていますからあれですけど、民間事業者を圧迫する圧迫するという答弁を何回もしますけれど、そうしたら今の1社だけでなく、私は麻績の圧迫する業者も筑北村で運行に携わってもらえばいいと思います。何で1社だけにこだわるのか、私はその点についても今後、私は麻績村に乗り入れるのがその業者の経営を圧迫するんだったら、その業者にもバス運行をやってもらえばいいと思いますよ。実際に今回の条例に出てきている長期継続契約のことについても、慎重に私はやるべきだと思います。この1社だけでそういう民間を圧迫する圧迫するって答弁をされるんだったら、もっと広げた形で私は業者を広げてバス運行を筑北村はやるべきだと思いますけれども、その点について総

務課長、今後そういう対応をしてもらえるか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 現在、この谷の中のタクシー等の認可につきましては、2社まだ動いている状況でございます。したがって今後のバス運行にかかわる委託業務につきましても、関連する皆様方に仕様書を提示する中で、入札等々の契約で進めていく考えではおります。今、麻績村の業者さんにも入ってもらったらどうかというご提案でございます。そういった部分も今後の請負人の選定委員会等の中で、あるいは契約方法の検討の中で十分検証させていただければと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 5年間という今度の条例、長期継続契約だったら5年間できるわけです。3億円からの仕事になりますよ、これ。これ、私はもう今から情報公開をして、3月にただ今までの業者に随契でやるというようなことは、もう長期継続契約をこれ、条例でやるんだったら、もう6カ月でも1年前から5年間筑北村はこういうことについて入札なりプロポーザルでやるということをやっていないで、長期継続契約を私はすることに、また条例のところで申し上げますけれども、しっかりした対応を今後していただきたいと思います。

これで10番、吉池昌昭の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

◇ 鎌田欣子議員

○議長（待井安登議員） 順番4、1、小中学校のリモート授業について、2、村内2施設（とくら沢ふれあい広場、坂北やすらぎ広場）の管理体制について。11番、鎌田欣子議員。

鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 11番、鎌田欣子です。今回は2つの質問をさせていただいております。

最初に小中学校のリモート授業についてということで、筑北村でも新型コロナ感染が確認されました。最近の事例でございますけれども、いわゆる子供の関係で子供がなりますと、そのきょうだい関係は全員お休みに、そういったことが起きますと子供がお休みにになりま

す。例えば保育園に子供がいて、小学校に子供がいると、1人がとかそういった関係で保育園は今回休園になりましたので、保育園が休園になるということは小学校もお休みになるという形のものでございました。

その中で、新型コロナまん延により学校で授業が受けられない状態になりました。その点についてお尋ねいたします。

最初に、日にち別にそういった子供がお休みした事例、欠席数についてお尋ねいたします。

以下につきましては、質問席にて質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それでは8月27日の筑北村での実際に未就学児の感染者確認報道以降の小学校児童の欠席者数について、お答えします。

新型コロナウイルス感染症への感染予防や感染の不安による欠席は、8月27日30人、30日39人、31日37人、9月1日6人、3日6人でした。なお保健所から濃厚接触者として特定された小学校児童はいませんでした。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 本当にみんなが不安になりまして、親も不安になりまして、大変欠席の人がふえたという部分が今の実数でおわかりのとおり、30日には39ということは約40名、今、百何名、ちょっと忘れちゃいましたけれど、そのうちの4分の1以上、三四12、3分の1以上ですか、4分の1、3分の1か4分の1、すみません、ちょっとここあれなんですけれども、のお休みをしたということは、2番にかかわる部分なんですけれども、やはり生徒にタブレット端末が2月に貸与されているわけです。小学校において今回リモート授業が私は予定があったのかどうか、その辺についてまずお尋ねしたいと思います。親も子供もすべてみんな不安で、ただ家にいたという状態でしたので、ぜひリモートができれば本当はよかったかなというふうに感じました。お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） コロナ禍において、学びを止めないためにICTを活用したオンライン授業の重要性は認識しておりますが、今回の事例では学校はタブレット端末を持ち帰ってのオンライン授業は計画できませんでした。これまでのオンライン授業への準備は、中学校では「ロイロノート」を使った模擬授業を全学年で実施し、生徒が自分の健康観察データを入力し、各担任に送信するなどの準備行っておりますが、小学校は現在のところできており

ません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 本当にやはりせっかくタブレットが配布になっていながら、やはりこういったことが解消できない。確かに今まで私の記憶の中では子供がまだ1回も自宅にタブレット端末を持ってきた記憶がございません。やはり新聞報道でも、各別の市町村でも、やはりタブレット端末を持ち帰った、今回夏休み中持ち帰ったというような話も出ておりますし、朝日村ではこういった授業の練習もしているような記事も載っておりました。

そこでこういったことを、中学校では今も言ったとおり「ロイロ」に関してやっているようですけれども、小学校に関しまして、この辺の指導、または訓練、そういったことをどのようにしているのか、お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 今回の事例により、学級閉鎖や学校全体の臨時休業が必要となる事態が発生することについて、改めて認識したところです。また、このことについて、小学校・中学校長へICTを活用したオンライン授業の計画を進めるようお願いしたところでありますが、今後のオンライン授業の計画を学校に照会したところ、小学校では9月の連休をめぐりに全学年タブレット端末を持ち帰り、自宅でのインターネットの接続状況を調査するほか、高学年では「ロイロノート」等を活用し、学校内で先生と児童を別の部屋に分けて模擬オンライン授業を実施していくとの回答でした。

中学校では、インターネット環境は全家庭にあることは確認できておまして、小学校と同様に9月の連休をめぐりに、全学年端末を持ち帰り、接続状況を確認する予定です。またZoomを全校生徒の端末にインストールし、オンライン授業に対応できるよう準備を進めています。今後「ロイロノート」を使ったオンライン授業を全学年で実施する予定です。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 今、お聞きしたとおり9月の連休明けぐらいからというふうにお聞きしましたので、ぜひやはり練習をしたり、小学校におかれては家庭にやっぱりインターネットが入っていない家庭もあるように私も聞いております。ですのでそういったことも確認をしながら、どこでどういうふうにしていくのか、図書館でやるとか、そういった子供は図書館でやるとかというのを前にお話がありました。ですからぜひやはり試してみないという

いろな問題点が浮き上がってきません。ぜひこういったことを教訓にいたしまして、教育委員会のほうからの働きかけで、ぜひ学校が実施できるように指導をお願いしたいなと思います。

余談ではありますが、もう1つ、これは答えていただかなくて結構ですが、やはり保育園がお休みになりますと、お父さんお母さんが休まなくてはいけない。最初の何日間は完全休園でしたので、やはりそういったことが仕事を持っている父兄にとってはとても大変なことでありました。コロナ休暇なんてものは多分どの業者もやっていなかったりするので、ほとんどのところが有給、または欠勤扱いの形になったように思っております。

ですからそういった点でも、ぜひ村もそういった助成的なことも考えていっていただくことも必要かなというふうに考えております。これは余談であります。

これからもウィズコロナという状況にありますので、いつ何時コロナが発生して、だれでもがかかる状態に今はなってきております。ぜひ皆さん1人ひとりが考えて行動をしていただけたらなというふうに思っております。

では2番目の質問に移ります。村内の2施設、とくら沢ふれあい広場と坂北やすらぎ広場の管理体制について、お尋ねいたします。

私の中で、一番とくら沢は自分が地元ですので、とくら沢ふれあい広場にはよく行きます。坂北やすらぎ球場の近くにあるやすらぎ広場もたまに行きます。そこで私も前々からとても不思議に思っていることは、なぜこれがずっと教育委員会の主導なのかなというのが今の疑問点でもあります。これからの管理体制にもかかわること、質問はするわけなんですけれども、ぜひ私としては観光課がやっていかなくてはいけない事業ではないか、仕事ではないかというふうに感じております。

それは別としまして、今回の件は管理棟とか、コテージとか、それらのそれぞれの施設の昨年度の利用状況について、お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） お答えします。令和2年度の利用状況ですが、とくら沢ふれあい広場がコテージ、オートキャンプ、テントサイト、バーベキュー施設合わせまして1,463人、坂北やすらぎ広場がバンガロー、オートキャンプ、研修室合わせまして177人です。昨年度は新型コロナウイルス感染症による利用制限がありました。ちなみに令和元年度ですととくら沢ふれあい広場が2,638人、坂北やすらぎ広場が479人となっております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） やはり去年はちょっと少ない形のものでございますね。常に 2,000 人からの利用があるということで、去年に関しましてはやはり 1,000 人以上減っている状態ではあるんですけども、そこで私としましては、とくら沢ふれあい広場は一番通り道でもあるので、よく行くんですけども、本当にオートキャンプ場は常に何人かいつもいらっしゃいます。あそこが 3 カ所くらいのオートキャンプができる状態になっておりますので、もうちょっとふやしてもいいのかなというふうに感じております。

そこで写真を撮ってまいりまして、管理棟とコテージの建設年度について尋ねるんですけども、これがコテージです。コテージが 2 棟あります。このコテージに関しまして、こういう状態になってきておりますので、その件に関して 3 番目で質問しますけれど、まずはコテージと管理棟の建設年度について、お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） とくら沢ふれあい広場の管理棟、コテージの建設年度は平成 11 年です。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 平成 11 年ということは、もう二十数年たっているということですね。普通の家だったら二十数年でそんなにあれではないと思うんですけども、やはりそういった意味で管理棟も、管理棟の屋根が、もう、ちょっと危ない状態、それからコテージに関しましては先ほどこっちとお見せしましたけれども、こういうふうに釘が全部、釘で全部打ちつけてあるんですね、木を。こういうふうに釘がみんな浮いているんです。ですのでこういう釘が浮いている状態ですので、ぜひ 1 度見にいつていただきまして、この辺の管理に関する、ちょっと質問は書いてないんですけども、いわゆるだれが、どういうふうに関しているんでしょうかね。だれもお見えにならない、いわゆる上の方はだれもお見えにならないというふうにお聞きしておりますけれども、その辺に関しましてちょっとお尋ねしたいということと、あわせてこの件の管理体制について 1 度お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 管理体制についてお答えします。ふれあい、やすらぎ、それぞれの施設で会計年度任用職員の施設管理者を雇用して行っております。それで今年度ですと例えば遊具の改修が、アスレチック等あるんですが、ああいうものについては専門業者へ発注する、

コテージ等の保守については、雇用しています管理責任者にお願いしているというところで
す。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 管理している方に修理をお願いする、管理している方というのは任用職員ということですか。ちょっともう一度お願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 軽微な修理については維持・保守ということで、雇用しております会計年度任用職員の管理人の方、草刈り等をやってもらうんですが、そういうコテージの簡易な修繕についてもやってもらうようにしているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 私の認識とはちょっと違う気がしております。やはり管理、いわゆる任用職員の管理の人たちに、ここまでの修理を、例えば浮いているのを釘を打てとか、そういうこととか、例えば管理棟の屋根のペンキを塗るとか修理をするとか、そういうことも全部ということでしょうか。その辺ちょっとおかしいんじゃないかというふうに感じますけれども、その辺、行って見られておりますか、管理棟とか、コテージに関して見たことはありますか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） ふれあい広場は数回行って、管理人の方とお話はしてあります。その後はずっと私、そのことは承知していなくて、そういう話題も出なかったんですが、一番は私、この質問で問題点だと思いますのは、管理人の方が大体 10 月、11 月、キャンプ場のシーズンが終わった時点で雇用が終了になります。そのときに事務局職員と来年度どんな予算が必要で、どういう修理が必要で予算計上するためにはどういうことが必要かということの情報共有が今、うまくできていないと思いますので、その辺のところは情報共有して、先ほど言いましたように、コテージでも当然手の届かないところは専門業者にやってもらわなければいけないですし、手の届く範囲は管理人の方が釘の浮いているところを直す、そんなようなことをしていくほうがいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11 番、鎌田議員。

○11 番（鎌田欣子議員） 何回か行っていらっしゃるということですが、多分そういったお話をしないということは、ちょっとおかしいですね。やっぱり一番問題だと言って、私が通ったときにそういうふうに一生懸命言っているのに、肝心な教育長がお見えになったときにおっしゃらないということは、どうしたことでしょうかね、本当に。

それはさておきまして、やはり管理棟に関しましては、やっぱり屋根ですので、これは専門的な業者が必要だと思います。壁に関しましてもやはり全部が釘で、いわゆる打たれている、打って何ていうか、保たれている状態ですが、これもやはり専門の業者でないとできないと思っております。ですのでぜひこの辺に関しましてはよくお話をいただきまして、これからの管理をぜひやっていただくようお願いしたいなというふうに思っております。

最初に申し上げましたけれども、やはり私は教育委員会がこのとくらふれあい広場とか、それから坂北やすらぎ場、野球場、サッカー場、すべて合わせて、すべて私は観光課がやるべき仕事ではないかなというふうに感じております。あそこにあれだけの集客があるので、観光課として働いていただいたほうが、本当にこれから村が活性化するためには一番いいのではないかなというふうに思っております。やはり教育委員会と観光課では考える視点が違いますし、方向性も違うと思いますので、ぜひこの辺のことをまた考えていただけたらなというふうに思っております。

私もこれで任期最後の質問になりますので、以上としまして質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で 11 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 横 山 敬 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 5、1、工業団地について、2、コロナ対策として村内事業者への支援について、3、次期村政について。3 番、横山敬議員。

横山議員。

○3 番（横山 敬議員） 3 番、横山です。私の今回の質問は、工業団地について、コロナ対策として村内事業者への支援について、次期村政についてですが、1、2 番については同僚議員がされておりますので、ここで順番を変えさせていただきまして、3 番目の次期村政について。

村長におかれましては、2期8年間、先ほど当初のときに村長いろいろ言ったんですけれども、私、振り返ってみれば村長と8年間やらせてもらって、一番村長が力を入れたのは教育問題だと思います。というのも村としては珍しく保育園から高校までがそろっている村というのは、長野県内を見回してもそう多くはありません。そして幼児教育については、保育園については保育料の無償化、「やまほいく」について先進的な活動をしております。保護者の皆さんから、村長2期8年で何がよかった、伺いましたところ、この村に学校が残ったこと、これが一番よかったと。教育にしても坂井地区の皆さんと旧筑北小学校、これが坂井のほうに行っております。それでまた中学校においては坂井地区の生徒の皆さんが聖南中学校へ来てくれる。これが一番よかったと。私もこのことについては、当初村会に出たときに、学校だけはぜひこの村に残さなきゃいけないということで頑張って活動してきたかがありました。と、いろいろ申し上げれば村長、先ほど言ったようにスマートインターも言えますし、栃平ダムについてもかさ上げができた。県下まれに見る防災公園もできました。そういうことを思っても一番村長が力を入れたのは、村長申し上げませんでしたけれども、教育問題を一番に掲げてきたと思います。

次に質問なんですけれども、次期村政について、次の村長に望むことをお伺いいたします。

ほかについては、質問席で質問させていただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、議員からご指摘をいただきまして、私もいろいろのことをやりましたけれど、学校のことは取り上げなかったわけですが、これは教育委員会の方々の協力が一番あったから私がこういうことができたというふうに考えております。

これらの次期村政についてでございますが、私の感じているところでは、8年間議員の皆様と村政運営にご協力をいただき、私の任期終了まであと57日となりました。議員のご指摘の村政に望むことといえば、小さな村でありますので、まずは両輪でかじ取りをとりながら、よい村にさせていただきたいということが、第1点でございます。

そういう中で、反対するのもしよいですが、すべて反対という議員もおりましたが、私の言いたいことは毎月全員協議会が開催されていたり、3つの常任委員会もございます。何か議員のほうからこのようなことがあれば、やはり協議をしていただいて、そしてまた私たちの提案についても修正はできますので、修正をしていただいたりして、両輪でやるのが一番私はいいかと思っております。

これからも理事者がかわるわけでございますので、これからこの中にも議員にまた出る方

もおります。そういう中で今後そんなような形で両輪がまず一番大事にしていきたいと思っております。

また、筑北議会の今後の活躍が村の発展にもつながりますので、コロナが終われば先進地の視察等も、この4年間1つも行ってごさいません。そういうことで議員同士の意見交換等のたくさん取り入れていただいて、筑北村に新しい風を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 答弁ありがとうございました。それでは次に、1番目の質問の工業団地について。

工業団地について、現在の状況と今後の進め方について伺いたいと思いますが、先ほど同僚議員がこの件に関してご質問しましたが、私は何かその中で思うのに、規模がどうだらこうだと言っておりましたけれど、あの規模でははっきり申し上げて狭いように思います。というのも1社、1社と言っていましたけれど、1社以上の問い合わせが私のところにもまだ来ておりまして、工業団地のほかにも商業施設としての立地条件があんない場所はないということも伺っております。それについて今後そういうことを踏まえて、どの程度の規模にするのが一番か、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 工業団地の現在の状況、規模的なものにつきましては先ほど答弁させていただいたところでございます。なお今の切田の残土置き場、全体で2万平方メートルということで、先ほど答弁させていただいたとおりです。あとスマートインターチェンジの隣接としましては、既に荒れてしまっている田んぼ、農地がございます。そこについて村では今現在、投資といったことは考えておりませんが、ただいま横山議員のほうからもお話が合ったとおり、問い合わせ等はいただいておりますので、規模等も全体、村の中で検討した中で、広げていくのかどうするかということを今後検討まいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 今現在、進めている状況は村でやっているのはわかっておりますが、ぜひ隣接している南のほうでありますけれども、ぜひあそこを民間企業とのタイアップでもって開発していくということも十分考えられますので、全部が全部村でやるのではなく、民

間企業を呼び込んで開発をしていくということが、今、この村で考えられる一番の得策だと思いますので、ぜひその方向でお願いいたします。

次に2番目の質問、コロナ対策として村内事業者への支援についてなんですが、飲食店についてはいろいろ支援をしてきた過程があると思いますけれども、ほかの飲食店以外の事業者には今後どのような支援をするかということについて、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 先ほども若干述べさせていただきましたが、飲食店につきましては本年度テイクアウト推進協力金、また感染予防防止対策協力金等を支給させて、完了しているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、県の補助金、交付金ですね、コロナに特化したものでございます。また従来どおり国の臨時交付金等を活用しまして、まだコロナの収束が見えない、まだ当面継続するということで、やはり村内の感染予防対策というものが一番重要になるかと思えます。そうした中で一番村民と接触するというのは各事業所でございます。これは飲食店ばかりはないというふうに考えておりますので、そういった部分について引き続き感染予防・防止対策、消毒剤とか、飛沫パネル、またマスク、そういったものを活用していただいて、徹底を図っていくために、ある程度の支援金を今年度も給付したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） コロナ対策としてもですが、ぜひ継続して事業が続けられますように、事業資金等も貸し出しとか、そういうことも十分考えて、村内事業者の相談には乗っていただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 横山議員、工業団地のことについてでございますが、議員の方も知っているかと思いますが、この工業団地を計画したということは、先ほど勝田議員のときにも答弁してございますけれど、前の花岡課長、今の宮島課長、大変苦勞したということを申し上げます。これはスマートインターをつくるときの条件というか、国土交通省のほうでは、ただ安曇野インターと麻績インター23キロの中の間につくるということは非常に難しいと。このスマートインターをつくって、村の何か活性化になることを考えなきゃいけないということを言われて、いろいろの策をつくって、国のほうへ提出をして認可をいただいたと

いうことになっております。そして今、日穀製粉さんの話があります。もう1社あります。まだ具体的な造成工事が終わっておりません。そういう中で公募もかけてございません。公募をかけばスマートインターをおりて工業団地へ1分のところは全国の高速道路の関係のスマートインター、インターを見てもございません。これはまだまだ筑北村が発展をする用途は十分ございます。

また中野峠線が村道がございます。その南側、乱橋方面に面しているところはまだ全く未開発でございます。今、農地であります、経営者の皆さんだれ一人耕作をしている方はございません。関川村長、あそこを全部買い上げてくれないかということは、もう地元の皆さんからも言われております。企業がまだまだ公募をしていない中で、ゼネコンさんがそれをかぎつけて企業を連れてきたこともございます。そういう結果で本社でだめになったということもありましたけれど、これから公募をすればあの面積以上の何倍かが必要な面積になる、私はうまくやればなるかと思っておりますので、それを生かして今後の村政を運営していく中では力を入れていただきたいと、こんなように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（待井安登議員） 以上で3番議員の一般質問は終了しました。

◇ 佐 藤 文 男 議 員

○議長（待井安登議員） 順番6、1、道路愛護環境保全事業について、2、自主避難行動について、3、認知症予防対策について。5番、佐藤文男議員。

佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 5番、佐藤です。今回は今、議長が言われましたように3点について質問をいたします。最後の質問となりますので、ちょっと時間があれですが、午前中に終わらせるようにしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、道路愛護環境保全事業についてお伺いいたします。

道路脇の草の繁茂や落ち葉等で側溝の詰まり等が一部見受けられます。個人でボランティア的にやっけていただいている方も何人か見受けられますけれども、交通量の少ないようなところでは、管理が行き届いていないのではないかと思います。

そこで1番目としまして、道路管理の実施状況についてお伺いいたします。

以下、質問席で質問いたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） それでは道路管理実施状況についてということでございます。

年間を通して区要望等で上げられました路線や、緊急性の高い箇所の補修、改良工事等を行っております。それに加え通行量の多い村道を中心に、除草作業、それから除雪業務、突発的な倒木等の処理を行っているところでございます。草の繁茂や落ち葉等の側溝の詰まりについては、車両の通行に著しく支障となる場合や緊急性の高いと判断できる状況において、村で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 未実施箇所が見られるということ为先ほど指摘しましたがけれども、未実施箇所、どことどこら辺があるかということは把握しているかどうか、お伺いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 未実施箇所につきましては、すべてがすべてを把握できているわけではございません。当然数万メートルという距離の村道を管理している上で、先ほど答弁でも申し上げましたとおりやはり交通量の多いところは中心的にやっていくわけでございますが、やはり費用対効果等を考えますと交通量の多いところに集中してしまうということで、それ以外のところにつきましては地元の皆さん、事業者の皆さんで対応していただいているという認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） わかりました。国道、県道、村道、農道、林道といろいろな道路があるわけですがけれども、そこら辺のところはいつごろ、だれが年の何回やっているかというのは把握していると思いますけれども、これも計画的にこのところは、例えば村道なんかはなかなか手が回らないということもありますので、計画的にここは昨年やったからことしはこの場所は優先的にお願いするというようなことをぜひお願いしたいなと思います。

次に2番目としまして、道路愛護環境保全事業支援金の利用状況についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の道路愛護環境保全事業の実施状況でございます。まず今年度現在、申請分でございますけれども、38団体、延べ7万3,960メートル、実績につきました。

ては 190 万円余の実績でございます。ちなみに令和 2 年度でございますが、団体数につきましてはおおむね 30 後半から 40 団体前後、これは年度によって若干前後してございます。延べ実施数でございますが、令和 2 年度につきましては 8 万 260 メートル、支援金につきましては 209 万 7,000 円余、令和元年につきましては 8 万 990 メートル、支援金につきましては 218 万円余ということでございます。

利用状況につきましては以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 今、お聞きしましたけれども、このところ団体数も距離数もなから横ばいの状況だということだと思います。交付団体数は 35 団体というなお話がありましたけれども、当然個人は入っていないんですね、団体というからには、と思いますが、そういうことだと思いますが、個人で申請をして利用することはできるのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 基本的には団体ということでお願いをしているもので、一個人というところは支援の対象となっておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 個人についても、先ほどちょっと言いましたが、ボランティア的に一生懸命やってくれている人が何人かいます。そういう方にもぜひ何か手当をやってあげるとかというような必要ではないかと思しますので、団体だけということではなくて、そこら辺もちょっと支援の方法をふやしていただければいいかなというふうに思っております。

それで実施場所というのは大体団体によってこの場所、この場所ともう、ほとんど決まっているんじゃないかと思うんですけれども、団体がやっていないところはどうしても何ていいますか、しっかりと管理できていないような状況ですので、そこら辺のところは何か考えていただきたいんですが、そこら辺やっていただけたところを募集するとか、何かそんなようなことを考えてみたらどうか、お願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 個人の方で利用される道路等に支障があるところについて、ボランティア的にやっただけしているということは承知はしております。ただしだれが、どこを

やっているかというところまではちょっと把握はできておりませんが、気持ち的にはそういった皆さんにも支援をしていくべきというふうには考えておるところでございますけれども、なかなか財政的なこともありますし、その実態を把握するという中でもちょっと一個人に対しての支援というやり方自体、今後検討していかなければならないと思うんですけれども、ちょっとその辺については難しいかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 確かに今、言われますように、財政的にも厳しいし、範囲が非常に広いということもありますので、なかなか難しいとは思いますが、やっぱりこれから高齢化になってだんだんやる人が、参加者も減ってきているということだと思いますので、ぜひ何らかの方法で道路の愛護、環境を少しでもよくしていくということでご検討をよろしくお願いしたいと思います。

それで今後の考え方ですが、先ほどとダブりますが、未実施箇所の対策の今後の考え方ということですが、今、区長会でお願いしたり広報でやったりというようなことでやっておりますが、もう少し村民にこういうことで皆さんやっただいたっているというようなことをPRするなり何なりして、皆さんに関心を持ってもらってというようなこともちょっと考えるんですが、そこら辺につきましては何か対策等考えがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ただいまのご質問でございますけれども、未実施箇所につきまして限られた予算の中ということで、区要望等で上げられた路線の補修、改良工事を行っております。また、その中でも除草作業を業者へお願いすることとしております。そうすることで区からの要望対応箇所が減っていってしまうというようなところも想定されるところでございます。実際ここ近年の実績でございますけれども、業者へ委託している区間というのがおおむね 15 キロ、金額にしまして 350 万円から 400 万円程度は毎年業者による草刈りもお願いをしているところでございます。

そのほかにも公共工事でもどうしても残土等が発生いたします。その残土置き場等も草が繁茂するというので、周辺にご迷惑をおかけすることから、その辺の草刈り作業等も 100 万円前後かけて実施をしている状況もございます。

また、なるべく関心を持っていただくという部分につきましては、活動につきまして顕著な活動があるところにつきましては、県の道路整備期成同盟会ですとか、そういったところの表彰というようなところにも推薦をしているということもございます。そんな中で、今後とも引き続き使われる道路について、地元の皆さんのご協力をさらにお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。常会、ごみゼロ運動とか、前やっていますけれども、このようなことを各常会で実施日を設けて一斉にやるとか、そんなようなことも考え方としてはあろうかと思います。そういう場合は若干の手数料といいますか、その辺をお支払いするということもちょっとこれから少し考えていかないと、ますます高齢化でやる人がいないと。今まではあその道路とあその場所はあのおじいさんがやってくれていたと、その人がやらなくなったというようなところもだいぶあちこち聞いておりますので、そこら辺もまた検討をよろしく願いいたします。

それでは次に、自主避難行動について質問をいたします。

全国的に大雨による浸水だとか、土砂災害等、各種の災害が増加して、テレビ等で報道されているわけです。当村もことしの8月の大雨で一部地域に避難指示が出されました。幸い大きな被害はなかったんですけれども、今後の対応についてお尋ねします。

最初に、避難指示の発令基準についてお伺いします。基準は多分気象情報だとか、雨量とか、あると思うんですが、どのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 避難指示等の発令につきましては、「筑北村避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき村長が発令をすることとしております。マニュアルでは土砂災害と洪水の2種類の基準を設けており、今までの災害ではすべて土砂災害の基準に基づき避難情報を発令しているところでございます。

具体的には、土砂災害の判断基準は気象庁による大雨警報の発表で警戒レベル3「高齢者等避難」、土砂災害警戒情報の発表で警戒レベル4「避難指示」、大雨特別警報の発表で警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を基本としているところでございます。

また、気象予報による夜間にかけて強い降雨や台風の接近・通過が予想される場合には、大雨警報等の気象情報の発表前でも、夕方までに発令をすることとしておるところでござい

ます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。発令基準も非常にいろいろ多岐にわたって判断しなきゃいけないということで難しい面はあろうかと思いますが、例えば雨量の場合でしたら 1 時間雨量とか連続雨量とかというのがありますが、そこら辺の基準は何かあるんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 避難指示の発令につきましては、あくまでも先ほど申し上げたとおり気象庁による大雨警報、警戒レベルの高齢者等避難、こちらの発表があったときに対応しているということで、特に雨量等に基づいたものでは行っておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 今、雨量はあまり重要視していないといいますか、というようなことだと思いますが、いろいろ情報がテレビであったり、防災ラジオであったり、あるいは屋外放送であったり、J-ALERT であったりとか、いろんな形で流れてくるわけですが、そこら辺で何か今回の 8 月の大雨に関しましては、ちょっと住民の人から言わせると何かちょっと大げさといえは言い方が非常に悪いんですが、そうではなくてもうちょっと様子を見てから発令したほうがよかったんじゃないかという意見も一部聞いております。そんなようなことも私もちょっと感じたんですが、もうちょっとこれは発令をしますと村の、全国放送になりますので、親戚から問い合わせがあったりとか、いろいろなこともございます。そういったこともあるので、近隣市町村の状況とか、村の今の状況はどうなんだということを十分把握してからでもよかったんじゃないかなというような感じもしておりますので、そこら辺につきましては今後検討していただきたいなと思います。

それで次に移りますが、村での雨量の確認方法についてお伺いいたしますが、ポテカ、ご存じの方も多いと思うんですが、ポテカとか、河川監視カメラとか、目視とか、いろいろあると思うんですが、どのように確認しているのか、それをお伺いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 雨量の確認につきましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり村で設置しております気象観測装置、村内 10 カ所にございますので、ポテカを活用した

観測で確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ポテカについてなんですが、ポテカというのはパソコンとかスマホ等でそのソフトが入っていると見られるんですが、それをよく知らない人が非常に多い。スマホは持っている、若い人はスマホはほとんどの人が持っているんですけど、それを入れている人がほとんどいない。私もまだ1年ぐらい前にようやくこれを入れたというようなことであれなんですが、もっとPRすべきではないかなと思います。それでいろいろスマホなんかを見ますと、大雨の今後の情報とか、1時間置きにとか雨雲の様子とか、いろいろなものが見られますけれど、実際に降った雨の量、これは村内10カ所ぐらいでしたか、場所があるんですが、そこら辺でコク、その場所で雨量等、全雨量も見られます。そんなようなことでありますので、もうちょっと活用してもらって関心を持ってもらうというようなことも必要ではないかなと思いますので、そこら辺もぜひお願いしたいなと思います。

それから河川監視カメラですね、これは最近安坂川の宮沢橋ですか、に設置されたということを知りましたが、その他どこにあるのかということと、その活用方法につきましてお伺いしたいと思います。建設課かな、済みません。

○議長（待井安登議員） 建設課長、

○建設課長（宮島治彦） 河川の監視カメラについて、私のほうから、ではお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、坂井地域安坂川の宮沢橋に既に1カ所設置をされております。村内は今のところカメラがついているのはそこだけでございます。このごろも松本建設事務所のほうで、今年度もう少しつけていただけるということで、既に水位計、水位の観測をする機械がついているのが本城の竹之下の東条橋についております。それからあと坂北の須田橋、新須田橋、麻績川ですけれども、ここにもついております。それと坂井の坂井橋にもついております。ここの3カ所についてあわせてカメラを設置したいというふうにお聞きしておりますので、本年度中には設置がされるのではないかとこのように思います。あと村外では麻績村のほうにも1カ所現在ついていてというふうを確認しております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） お諮りします。本日の会議時間は、一般質問の都合により終了まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認め、会議時間を延長します。

5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 済みません、私の方がちょっと質問、もう少しあれすればよかったんですが。よろしくお願いいたします。

それでは水位の水位計につきましても今、お聞きしましたのでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは次に。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、佐藤議員の自主防災ということの中で、今、お話を聞いたわけですが、J－A L E R Tが筑北村は麻績村さんに比べると非常に発令が早いというのが現状でございます。これは地形性のこともありますし、ということでJ－A L E R Tが鳴れば、もうNHKのほうではいつも上のほうにずっと、これが解除するまではずっと載ってきます。それで今、議員さんがおっしゃられるように、親戚とかそれを見て村に問い合わせるとかというお話もございます。

そういうことのJ－A L E R Tが鳴ると、筑北村の管理職、課長はすぐ役場に招集がかかります。これは自動的にということですので対策本部をつくるわけですが、そのことについて夜の場合は避難所の開設は行わない方向で今、進めております。その方向性を次の日にまたいろいろ職員が来たりして、やっていくわけですが、問題はその後の今の村の広報、今、FMあずみ野の広報しかないんです。それが緊急の事態が入れば、なかなかそこに入れてもらえないというのが現状。これは非常に困ります。

きのう実は、テレビ松本が来まして、その話の中で私はJ－A L E R Tが鳴れば、もう自然に住民はテレビの12チャンネルに切りかえてくれと、そこでテレビ松本からの放送が、停電になればこれはだめです。そういうことでできないかという願いをしました。それは検討してみるということでございますので、もう筑北村の住民はJ－A L E R Tが鳴ればすぐテレビの12チャンネルに切りかえて、そこでいろいろの情報を得るというシステムを変えなきゃいけないということでお願いをしてありますので、近々結論が来るとと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。時間もあれですので、ちょっと急ぎたいと思います。

次の質問ですが、自助、共助、公助と、こういうふうにあるわけですが、共助というのがなかなかちょっと村の考え方と対策について、少しおくらしているのではないかなというふうに感じておりますので、そこら辺につきまして何か考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（山田充彦） 共助に関する村の考え方について、お話をさせていただきます。

災害対応につきましては、消防、警察を含め行政がすべて対応できるものではなく、限界があるということは皆様方にもご承知はいただいているところと感じております。村の防災訓練等でも重ねて説明をしておりますが、自主防災組織等における共助の役割は非常に重要と考えているところであります。村では、ハードとソフトの両面で自主防災組織の支援を行っているところで、ハード面では区長、常会長に無線機を貸与し、資機材の整備等に村独自の補助はありませんが、宝くじ助成金や元気づくり支援金の紹介や相談に応じているところであります。

ソフト面では、地区における防災訓練の支援のほか、令和2年度には区長を対象とした一般財団法人消防防災科学センターの防災出前講座を開催し、これは昨年とことしは延期となっておりますけれども、長野県主催の自主防災組織リーダー研修には、各区長にご案内をし、区長の皆様方には多くご参加いただいているところでございます。

村としましても、自助、公助、共助の防災力をバランスよく向上させるために、引き続き取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。いずれにしましてもこれから災害がいつ起こるかわからないというようなことで多くなると思います。いずれにしましても近所だとか、地域の人々と助け合うというか、ということが大事だと思いますので、住民に関心を持ってもらうようなことも重要と考えますので、そこら辺をよろしくお願いいたします。

では次に、認知症予防対策についてお尋ねいたします。

65 歳以上の認知症の人が全国的にも非常に増加しているということでございます。そこで村内の現状と、最近5年間の状況の変化等につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは認知症の現状と、最近５年間の状況の変化ということについてお答えしたいと思います。

平成 29 年度から令和 3 年 8 月までの状況を年度ごと、介護認定調査の結果から認定認知症高齢者の日常生活自立度と、身体障害程度を見る寝たり度とあわせて集計してみたところですが、年度ごと認定調査の人数の差が大きいこと、それと認定調査中の 85 歳以上の認知症割合が５年間で見ますとやはり差が大きいことというところで、一概に年度の比較ができなかったというのが現状でございます。

ただ、第 8 期の介護保険の事業計画の中に、令和元年度の年齢別認知症患者数の資料がございます。その中では 65 歳以上の方で認知症診断者が 161 人、13.9%になっています。国のデータでも約 7 人に 1 人が、約 14%になりますけれども、認知症というふうに見込まれていますので、国の状況とほぼ一致していると思っています。また 85 歳以上の方では 4 人に 1 人、25.6%が認知症と判断されています。

年度の比較はできませんでしたが、その中で特徴として見えてきたこととして、平成 29 年度の認知症のある方については 100%が身体介護が必要な方。ただ、平成 30 年度以降については身体介護の必要のない認知症の方が増加しているという傾向が見えてきました。また認知症のある方の中の状況を見ますと、約 50%の方が脳梗塞を発症しています。また脳梗塞以外についても、糖尿病等の基礎疾患を有しているという状況が見えてきたというところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。それでは最後に、村としての予防策について伺いたいと思います。いろいろあると思います。認知症予防につきましては、発症や進行を抑えるためにできることとか、いろいろ本とかいろいろ見ますと 10 カ条だとか何とかといろいろ出ております。とにかく生活習慣病の予防だとか、バランスのよい食事とか、よく歩き運動しなさいとか、カスウノシコウを単調にしないように近所の人と話し合いをしたりとか、そういうことをしなさいとか、いろいろ出ております。そういったことはすべて予防につながっていくわけですので、今、たまたまコロナ禍で外出や人との交流が少し減ってきているということもありまして、ストレスもそれによってふえてきているというようなこともあって、認知症予防にはちょっとあまりいい条件ではないというように私は思いますので、今こそ予防策の PR が必要ではないかなと思っておりますので、村でもっと PR をお願いし

たいなというように思います。

あと村で今やっている予防策については、ある程度承知しておりますので、その辺につきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。特に何かありましたら。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 議員おっしゃるとおりいろいろなサービスを提供している状況もございますし、やはり日常にお1人でいらっしゃるという場合についても、やはり地域との交流も必要になるというところもございます。近年では地域で活動している実情に合わせてサロンとか、地域で開かれる場合については保健師、それから運動指導士、栄養士等その地域に出向いていきまして、認知症予防というか、話をする中で認知症の方を発掘していくとか、そういう状況のところも最近手を入れてきている状況でありますので、これから予防ということに関して努めていきたいと思ひています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。ちょっと時間が延長して申しわけありません。以上で私の質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 通告されました一般質問は以上で終了しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお今後の日程は、17日金曜日午前9時から、定例会本会議第3日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時08分